

認容事例一病気①

病気を起因とする場合

1. 主張の要旨

ア 出願人が複数の持病から重篤の病気が引き起こされ、様々な症状が発生し、日常生活が自立できなくなったため、本件手続期限日の約3週間前に入院した。本件手続期限日の約2カ月後、持病が収まり、意識が明瞭となり、且つ通常通りの生活と仕事に復帰することができると診断され、退院をした。

イ 出願人において、入院中は重篤な状態であったため、本件手続を行うか否かの判断することは不可能であった。

ウ 出願人は個人であった。

2. 証拠書類について

【提出された証拠書類】

ア 入退院証明書

イ 入退院証明書の翻訳文

3. 「正当な理由」の存否の判断について

本件期間徒過の原因となった事象は、出願人が本件手続期限前後において、重篤な病気のため入院をしたことにより、本件手続を行うことができなかったものである。

本件回復理由書の主張している事実の証明に係るガイドラインの規範は、以下枠内の通りです。

【ガイドライン規範の該当箇所：2. 2】 p. 16

回復理由書に記載した事項を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。証拠書類としては、基本的には、当事者以外の第三者が証明した客観的な証拠の提出が必要となります。例えば、出願人等の重篤な病気に起因する場合には当該病気に係る診断書等となります。

本件回復理由書の主張に係るガイドラインの規範は、以下枠内のとおりです。

【ガイドライン規範の該当箇所：3. 1. 3 (2)】 p. 19

期間徒過後の救済規定に係るガイドラインによると、期間徒過の原因となった事象が予測可能であった場合には、原則として、「正当な理由」に該当しないとされています。

また、期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合は、当該事象により期間徒過に至ることのないように事前に措置を講じておくことを、3. 1. 3 (1)¹の場合と同様に、出願人等に求めるのは酷であることから、特許庁長官は、回復理由書の記載に基づき、出願人等が手続をするために講じた措置(3. 1. 4)の観点及び措置を講ずべき者(3. 1. 5)の観点を含めて、期間内に手続をすることができなかった理由が「正当な理由」であるか否かについて判断します。

¹ (1) 「期間徒過の原因となった事象」が予測可能であるといえる場合

期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえる場合(注釈 11)は、出願人等は、当該事象により期間徒過に至ることのないように事前に措置を講ずべきであるといえることから、出願人等の講じた措置の如何を問わず、原則として、出願人等は相応の措置を講じていたものとはされず、特許庁長官は、期間内に手続をすることができなかった理由は「正当な理由」に該当しないと判断します。

(注釈 11) 事象の発生時期及びその発生による影響が予測可能である場合を指します。

ガイドラインの【規範の整理】

※当該ガイドラインの規範により、本件においては、以下の条件が求められます。

- ①期間徒過となった事象が予測可能であったか否か
- ②本件手続を指示することが不可能又は著しく困難なほど、永続的に意思能力、判断能力等が低下していたか否か
- ③出願人が相応の措置を講じているか否か

上記のガイドラインの【規範の整理】に基づき、以下「正当な理由」の存否について、判断を行いました。

3－1.【事実認定に対する判断】（主張事実の認否）

上記2.（証拠書類について）ア及びイにより、入退院証明書及び入退院証明書の翻訳文により、出願人が本件手続前後において、重篤の病気により入院をしていた事実を認めるに足る証拠書類が提出されていると認定しました。

3－2.【回復理由に対する判断】（主張内容の認否）

・上記ガイドライン【規範の整理】①及び②の判断：1. 主張の要旨 ア

ア 本件において、上記3－1.【事実認定に対する判断】で述べたとおり、入退院証明書及び入退院証明書の翻訳文により、出願人が本件手続前後において、重篤の病気により入院をしていた事実を認めるに足る証拠書類が提出されていると認定しました。

イ 期間徒過の原因となった事象が、上記アに基づく事実認定により、出願人の重度の病気に伴う入院に起因するものであり、予測可能であるとはいえないと判断しました。

・上記ガイドライン【規範の整理】③の判断：1. 主張の要旨 イ及びウ

ウ 本件において、手続者の期間管理体制等、手続をするために講じた措置が明らかではありませんでした。しかしながら、仮にどのような期間管理体制を構築していたとしても、その期間管理体制が機能しない程の特殊な事情があり、本件手続期限日の前後において、出願人が手続を行うことができない程度の重度の病気を患っていたことが上記のとおり証明されているため、本件期間徒過を回避することができなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったと判断すべきでないと判断しました。

4. 結論

上記のとおり、回復理由書の主張及び証拠書類から総合的に判断し、出願人に発生した状況下においては、本件手続期限日までに手続を行うことは困難であり、本件期間徒過を回避できなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったと判断することはしないとしたため、「正当な理由」があると判断しました。

5. 参考

期間徒過後の救済規定に係るガイドライン【四法共通】（令和元年6月21日改訂版）p. 23

【救済が認められる可能性のある事例】

・出願人等が突然の病気等により手続をすることができなくなった場合であって、他に出願人等もなく、所定の期間内に代替者を手配することさえも困難であったとき。

期間徒過後の救済規定に係るガイドラインについての Q&A【四法共通】

1－1－6

〔救済が認められた事例〕

・事務所の規模から期待される処理・管理体制が主張立証された上で、出願人等の突発的な病気を直接の原因として期間徒過に至ったとの主張がなされ、医療機関発行の診断書等の証拠書類により、病気と期間徒過との関連性について立証されたケース